様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2024年 6月 3日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）きょうどういんさつかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 共同印刷株式会社  （ふりがな） ふじもり　よしあき  （法人の場合）代表者の氏名　　　藤森　康彰 　　　　 印  住所　〒112-8501 東京都文京区小石川4丁目14番12号  法人番号　8010001002136  　情報処理の促進に関する法律第３１条の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. デジタル・トランスフォーメーション（DX）戦略策定に関するお知らせ 2. マテリアリティ（重要課題）の特定に関するお知らせ | | 公表日 | 1. 2023年11月29日 2. 2022年9月28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. デジタル・トランスフォーメーション（DX）戦略策定に関するお知らせ（2P、4P、5P）   https://www.kyodoprinting.co.jp/release/2023/announce\_20231129\_2.pdf   1. マテリアリティ（重要課題）の特定に関するお知らせ   https://www.kyodoprinting.co.jp/release/2022/announce\_20220928.pdf | | 記載内容抜粋 | 事業環境の変化がもたらす当社への影響については「当社主力事業のひとつである出版事業の市場縮小など、従来のビジネスモデルでは生き残れないという強い危機感を持つ一方、こうした変化を大きなビジネスチャンスと捉える」と表明（①2P）。当社の価値創造の源泉として「幅広い業界をカバーする強力な顧客基盤」「長年に渡り蓄積した広範囲な技術ノウハウ」「課題解決力に優れた豊富な人材」の３点を挙げたうえで（①4P）、DX推進全社ビジョンとして「デジタルの力でマテリアリティを解決し豊かな社会と新たな価値を創造する」と定義し、2022年9月28日に発表した当社マテリアリティ（②）の解決手段としてDXに取り組むと表明している（①5P）。  　当社マテリアリティ（②３枚目）のうち、「多様なライフスタイル」「スマート社会」の２つの領域において、取り組むべきビジネスモデルの方向性を明示している。方向性の一つ目は「多様なライフスタルへの対応」であり、学びや趣味など自己実現のための体験価値提供など生活者の「人生の質」向上に資するデジタルソリューションサービスの創出を目指すものである。次に「スマート社会への対応」という方向性を掲げている。具体的には公共サービス提供側業務と申請者の負荷軽減を図るもので、特に金融・行政・ヘルスケアの３分野に注力した、人とデータをつなぐデジタルサービスの開発と提供を目指すものである（①9P）。  　以上を実現するため、新たな価値創造と企業価値向上のためのアクションとしては、あるべき姿に向けた変革推進、ビジネスで生み出す価値の向上、変革を担う全関係者のレベルアップ、の３点を掲げている（①5P）。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 1. DX戦略は2023年11月29日の取締役会にて承認のうえニュースリリースとして発表するとともに適時開示情報として情報開示 2. 当社マテリアリティの特定は2022年9月28日の取締役会にて承認のうえニュースリリースとして発表するとともに適時開示情報として情報開示 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. デジタル・トランスフォーメーション（DX）戦略策定に関するお知らせ | | 公表日 | 1. 2023年11月29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. デジタル・トランスフォーメーション（DX）戦略策定に関するお知らせ（7P）   https://www.kyodoprinting.co.jp/release/2023/announce\_20231129\_2.pdf | | 記載内容抜粋 | 設問（１）に記載している企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性を実現するための戦略として、以下３点を掲げている。  1.既存事業の事業基盤強化（ビジネスプロセス変革）＝変革の民主化を進め、慣例化・属人化した業務を自ら見直し、徹底したペーパーレスと自動化、また蓄積データ活用環境の整備を推進する  2.新規事業領域の探索（ビジネスモデル変革）＝データとデジタル技術を最大限活用し既存事業の付加価値向上と価値創造領域におけるビジネスモデルの創出を推進する  3.変革マインド醸成（人材変革）＝競争力のある組織へ自己変革する力を獲得するために必要な人材を定義。育成ロードマップに基づく計画的な育成、外部連携を視野に入れたデジタル人材の強化を推進する  （①7P）  また、上記1.ビジネスプロセス変革で、営業DXとしてデータ利活用の高度化による営業プロセス変革、生産DXとしてデータとデジタル技術（IoT、AI）活用によるスマートファクトリー化、業務DXとしてはデータの自主的活用やデータドリブンな仕事の定着を掲げている。（①8P）  上記2.ビジネスモデル変革においては、当社の強みである技術・ノウハウと、新たな発想・手法、風土改革、強固な顧客基盤にデジタルを活用し、「人とデータを繋ぐ」ことで４つの注力分野に社会的価値を提供し、新規事業を創出していく、と表明している。（①9P） | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | DX戦略は2023年11月29日の取締役会にて承認のうえニュースリリースとして発表するとともに適時開示情報として情報開示 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. デジタル・トランスフォーメーション（DX）戦略策定に関するお知らせ（6P、10P）   https://www.kyodoprinting.co.jp/release/2023/announce\_20231129\_2.pdf | | 記載内容抜粋 | 社長をトップとする全社DX推進体制を構築し、ＤＸ推進室を中心として、経営方針に沿った戦略、施策の立案を行うとともに、経営層への情報提供やマネジメントレビューに基づき戦略の適宜見直しを行っていく。個別のテーマでは、サステナビリティ経営の推進に向けマテリアリティ解決に対応する関連組織とＤＸ推進室が連携しながら変革活動を推進していく。（①6P）  人材面では、グループ全体のデジタルリテラシー向上を図るとともに「変革」を自分事として捉え、それまでの慣例や風土から脱却して新たな価値を創造するためのマインドセットに力を入れており、各種ＤＸ推進スキル教育により、自らビジネスを変え、組織の中で変革活動を推進する人材を育成していく。社内での育成のほか、ベンチャー及び大学異業種交流プロジェクト等への派遣を通じた新規ビジネスノウハウの獲得を推進する。（①10P）  当社が目指すデジタル人材の割合は、「デジタルを活かせる人材」＝15%、「デジタルを作れる人材」＝15%（DX型5％＋IT専門職10％）である。（①10P） |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. デジタル・トランスフォーメーション（DX）戦略策定に関するお知らせ（11P）   https://www.kyodoprinting.co.jp/release/2023/announce\_20231129\_2.pdf | | 記載内容抜粋 | 設問（２）に記載した企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）を実行するためのIT環境整備として、以下７点を掲げている。当グループのＩＴシステム・デジタル技術の活用環境に加え、サイバーセキュリティ対策や製造工程にも適用可能な優位性のある当社独自の技術への取り組みを含むものである。  ・適正なIT投資  ・フレキシブルで効率的な働き方を実現するシステム基盤の整備  ・システム・インフラのライフサイクル対応  ・データの利活用  ・インフラの整備  ・サイバーセキュリティ対策  ・優位性のある当社独自の技術を開発し、当グループの業績に貢献  （①11P） |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①デジタル・トランスフォーメーション（DX）戦略策定に関するお知らせ  ②マテリアリティへの取り組みと KPI 設定に関するお知らせ | | 公表日 | ①2023年11月29日  ②2023年11月8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①デジタル・トランスフォーメーション（DX）戦略策定に関するお知らせ（7P）  <https://www.kyodoprinting.co.jp/release/2023/announce_20231129_2.pdf>  ②マテリアリティへの取り組みと KPI 設定に関するお知らせ（2枚目、3枚目）  https://www.kyodoprinting.co.jp/release/2023/IR/announce\_20231108\_4.pdf | | 記載内容抜粋 | DX推進全社ビジョンを「デジタルの力でマテリアリティを解決し豊かな社会と新たな価値を創造する。」と定義しており（①5P）、設問（２）で記入した戦略の達成度を測るKPIは当社マテリアリティのKPIと同一である。上記（２）に記載した戦略のうち2.新規事業領域の探索（ビジネスモデル変革）のKPIを「価値創造マテリアリティにおける新規サービス創出に係る指標」と定義しており（①7P）、当社マテリアリティの「価値創造領域」における「多様なライフスタイル～情報コミュニケーションで、豊かさと幸せを実感できる暮らしをつくる」「スマート社会～情報セキュリティで、誰もが安心・便利な社会をつくる」がこれにあたる。（②2枚目に記載）  上記（２）①戦略を効果的に進めるための体制の提示に記載した戦略3.変革マインド醸成（人材変革）のKPIとして「ＤＸ推進に必要なスキル習得（実装）に関する指標」を設定しており（①7P）、具体的には当社が目指すデジタル人材の割合として「デジタルを活かせる人材＝15％」「デジタルを作れる人材＝15％（DX型5％＋IT専門職10％）」を目標値としている（①10P）。当該目標は当社マテリアリティのKPIとしても設定して公開している（②3枚目に記載）。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 1. 2022年12月26日 2. 2024年5月15日 3. 2024年5月15日 | | 発信方法 | ①Corporete Report2022  https://www.kyodoprinting.co.jp/social-environment/pdf/corporate\_report2022.pdf  ②当社ウェブサイト「マテリアリティ」  https://www.kyodoprinting.co.jp/sustainability/materiality/  ③当社ウェブサイト「DX戦略」  https://www.kyodoprinting.co.jp/sustainability/governance/dx/ | | 発信内容 | 設問（２）で記述した戦略について、①Corporete Report2022の社長メッセージにおいて、次のように述べている。  ・既存事業の事業基盤強化（ビジネスプロセス変革）については、DXなどの活用による業務オペレーションや生産プロセスの改善を図る。（①5P）  ・新規事業の探索（ビジネスモデル変革）については、戦略推進部の新設などの機構改革に取り組み、新たな価値の創造と自社の企業価値向上を両立。また、ビジネスコンテストを実施して社員の意識改革を促し、イノベーションを創出する企業風土の醸成を図る。（①4P）  ・変革マインド醸成（人材改革）については、、デジタルソリューションによる新たな成長領域の拡大や、DXによる既存事業の利益改善に不可欠なデジタル人材の強化では、その確保と育成を図り、時や場所を選ばず、ワークライフバランスに配慮した柔軟な働き方の推進、健康や安全への配慮などを一段と進め、企業と従業員が共に持続的に成長する体制の構築に向けて人的資本への投資を進める。（①5P）  ・これらの課題解決の鍵は、IoT やビッグデータ、AI などのデジタルテクノロジーの活用だが、我々はシステムインテグレーターではないので、その役割は培ってきた情報セキュリティや情報コミュニケーションの強みを生かした、人とデータをつなぐ人間本位なデジタルサービスの開発と提供である。（①3P）  また、設問（２）で記述した戦略の推進状況については、当社ウエブサイトにて、社長名で公表している③「DX戦略」の「DX戦略と成果指標」の項でKPIと推進状況を公表している。マテリアリティKPIとして設定している項目については、そこからリンクされた当社ウエブサイト②「マテリアリティ」にて公表している。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年10月頃　～　2023年12月頃 | | 実施内容 | 経済産業省 DX推進指標による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトより入力している。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2017年10月頃　～　　　年　　月頃（継続中）  サイバーセキュリティ対策についての明確な開始時期が不明なため、当社CSIRT設立時期を記載した | | 実施内容 | ◆情報セキュリティ推進体制  ・当グループでは、高度ICT時代に対応し、高い情報セキュリティレベルを確保するために、「情報セキュリティ基本方針」を制定し、担当執行役員を委員長とする情報セキュリティ委員会を設置して情報資産の保護対策を講じている。情報セキュリティ委員会では、規程や監査・教育の仕組み、設備などを整備し、マネジメントレビューによる見直しを毎年実施するとともに定期的に委員会を開催し、サイバーセキュリティに関する報告・共有を行っている。  ・サイバーセキュリティへの対応組織としてCSIRTを設置しており、システム部門と連携してサイバーセキュリティに対する啓発活動や常時監視、インシデント発生時の対応を行っている。また、一般社団法人日本シーサート協議会へ参加し、加盟組織同士の連携を通じて情報収集を行い、サイバーセキュリティ活動に活かしている。  　＜参照＝シーサート協議会ウェブサイト＞https://www.nca.gr.jp/member/tomowel-csirt.html  ・CSIRT活動の一環として、経営層に対して「サイバーセキュリティリスクと当社の状況について」を毎年報告している。  ・情報セキュリティ全般に関して以下に公開している。  　https://www.kyodoprinting.co.jp/sustainability/governance/information-security/  ・情報セキュリティ基本方針は以下に公開している。  https://www.kyodoprinting.co.jp/sustainability/governance/information-security/#section03  ・個人情報保護方針は以下に公開している。  　https://www.kyodoprinting.co.jp/privacy/  ◆セキュリティ関係の外部認証  ・プライバシーマーク  　対象：全社  ・ISMS（ISO27001）  　対象：高セキュリティが要求される拠点（鶴ヶ島工場、川島ソリューションセンター）  ・PCI CP（PCI SSCによって策定された国際決済ブランドカード製造・発行のセキュリティ要件準拠認定）  　対象：国際決済ブランドカード製造・発行に関わる拠点（鶴ヶ島工場、川島ソリューションセンター）  ・PCI DSS（PCI SSCによって策定された国際決済ブランドカードのカードデータ保護のセキュリティ要件準拠認定）  　対象：国際決済ブランドカードのカードデータを扱う拠点（川島ソリューションセンター）  ◆教育・啓発活動  ・全社員を対象に、情報セキュリティに関する動画コンテンツによる啓発活動を行っている。  ・メールを利用する全社員を対象に、標的型メール訓練を毎年実施している。  ・個人情報保護マネジメントシステムの周知徹底を図り、これを理解させ、遵守させることを目的として、全社員を対象に教育やeラーニングシステムを利用した理解度テストを、毎年一回実施している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所」欄は、氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、住所については主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。